

中国税務及び 投資情報

資産損失の損金算入に対する管理 の審査制から申告制への移行

概要

2008年の新企業所得税法及び同実施条例の施行以降、旧企業所得税法において内資企業と外資企業で異なっていたさまざまな税務処理の統一が図られてきました。資産損失は、税務機関が特に関連処理の統一に尽力してきた分野の一つです。資産損失の損金算入の取扱いを統一するために、多くの通達が公布されてきました。まず2009年4月16日に財税[2009]57号が公布され、損金算入が認められる資産損失の種類が規定されました。続いて2009年5月4日に国家税務総局が『資産損失控除管理弁法』の公布に関する通知(国税発[2009]88号、以下、「旧管理弁法」と略称)を公布し、資産損失の損金算入に必要な手続を詳細に規定しました。この2つの通達はいずれも2008年1月1日に遡及適用されました。同年、国家税務総局はさらに国税函[2009]772号を公布し、何らかの原因で資産損失をその発生年度、または計上年度に損金に算入しなかった場合の取扱いを規定しました。また国税函[2010]196号では、通信企業における貸倒損失の損金算入について規定しました。

2008年、2009年の年度申告はこれらの規定に従って行われましたが、2010年の年度申告については一部、不確定な点が存在します。それは国家税務総局が2011年3月31日に国家税務総局公告[2011]25号において、新たな『資産損失控除管理弁法』(以下、「新管理弁法」と略称)を公布したためです。新管理弁法には上記の通達そのままの形で、もしくは修正した形で取り入れられ、また全く新しい内容も追加されています。

新管理弁法は2011年1月1日に遡及適用され、過年度生じた資産損失で税務上まだ損金算入されていない損失にも適用されます。新管理弁法の施行は、2010年の年度申告にも影響を及ぼす可能性もあると考えられます。以下、新管理弁法による主要な変化について解説し、納税者が留意すべき点をまとめました。

新管理弁法-主要な変更及び弊社の考察

1. 関連損失の損金算入が認められる資産の範囲

旧管理弁法と同様、新管理弁法は生じた損失の損金算入が認められる資産の範囲を明確に規定しています。ここで資産とは、企業が保有または支配し、経営・管理活動に用いる資産を指し、貨幣性資産(現金、銀行預金、売掛金、前渡金(受取手形、各種立替金、交互計算勘定を含む)等)、非貨幣性資産(棚卸資産、固定資産、無形資産、建設仮勘定、生産性生物資産等)、債権性投資、持分(権益)性投資が含まれます。

資産の範囲における変化点は、資産に課税収入の獲得との関連を求めている点です。各種立替金、交互計算勘定、無形資産は新管理弁法で新たに追加された資産項目です。

不明確な点

国家税務総局は課税収入の獲得に関連しない資産損失の損金算入を認めているように見えますが、無視できないのは、新管理弁法の制定の基礎となった財税[2009]57号がいまだ有効であるという点です。財税[2009]57号は資産に課税収入の獲得との関連を求めており、かつ企業所得税法も収入の取得に関連しない支出は損金に算入できない旨を定めています。新管理弁法のみに基づいて、課税収入の取得に関連しない資産損失の控除を申告できるかは、現時点では不明確です。納税者は申告前に管轄税務局に問い合わせる必要があります。

2. 審査制から申告制への変更

2008年1月1日に施行された旧管理弁法は、資産損失を2種類に区分しました。

- (一) 税務局の承認が必要とされない資産損失: 通常の棚卸資産の損失、有形資産の廃棄処分損失、耐用年数が経過した固定資産の陳腐化損失、及び企業が証券取引所や銀行間取引所における債権、株式、投資信託及び金融デリバティブ製品等の売買による損失。
- (二) 税務局による承認を受けて損金算入できる資産損失。すなわち、上記(一)以外の資産損失です。

新管理弁法も同様に資産損失を2種類に区分し、異なる税務申告上の要件を定めています。

- ▶ グループ別に報告が可能な資産損失で、関連する会計記録のリストを税務局に提出すれば損金算入を行うことができます。該当する資産の範囲は上記(一)と類似していますが、新管理弁法では非貨幣性資産も全て含まれています。
- ▶ 項目ごとの報告が必要とされる資産損失で、申請報告書、関連する会計記録、その他の納税申告に関連する情報(以下、「項目別報告書」と言う)の提出も求められます。

以前は資産損失の発生年度の終了後45日以内に(すなわち、翌年2月15日までに)、資産損失の審査を申請することが要求されていましたが、当該審査制度は廃止されました。ただ逆に、時間的な制約が撤廃されたことで、税務局は資産損失の損金算入の可否の判断に当たり、より詳細に提出資料を検討することができるようになったということもできます。

留意点

新管理弁法は国家税務総局が3月末に公布したばかりで、各地の省レベル以下の税務局へ伝達されるには時間を要するため、一部の税務局は2010年の年度申告において旧審査制度を継続する可能性があります。従って財務や税務の担当者には、年度申告において新管理弁法に従って資産損失を申告することの可否について、管轄税務局に問い合わせることをお勧めします。

3. 貸倒損失

旧管理弁法では、回収期日から3年が経過し、以下の条件を満たしている売掛金は、回収不能な売掛金として損金算入が認められていました。

- ▶ 売掛金回収の督促の履歴を記録している。
- ▶ 債務者が債務超過の状態にある、3年間連続して赤字である、もしくは3年以上経営が停止していることを証明する資料がある。
- ▶ 過去3年間に債務者といかなる取引を行っていない。

その他、債権額が小さく回収コストを補うことができない回収不能債権については、管轄税務局に特別な説明文書を提出することで、回収不能部分を貸倒損失として損金に算入することができました。しかし回収不能と判断するための滞納期間の基準が規定されていなかったため、通常、納税者は地方税務局の判断に従っていました。

2010年5月に国家税務総局は国税函[2010]196号を公布し、通信企業における貸倒損失の滞納期間について規定しました。通信企業に関しては、滞納期間が1年を超える未回収の小額債権について、通信企業からの説明書の提出を条件として、貸倒損失としての損金算入を認めました。

新管理弁法では、回収不能債権の損金算入の要件はさらに緩和されています。

- ▶ 回収期日到来後3年が経過していれば、従来の3つの条件を満たす必要はない。会計上で貸倒損失を計上し、「項目別報告書」を提出すれば、損金算入が認められる。
- ▶ 回収期日到来後1年が経過した、金額が5万元、または年間売上の0.01%を超えない小額債権についても、会計上で貸倒損失を計上すれば、税務上も損金に算入することができる。「項目別報告書」の提出は必要。

4. 提出資料

旧管理弁法で規定されていた提出資料に加えて、新管理弁法では以下の資産損失の控除に必要な提出資料が規定されました。

- ▶ 金融機構の清算により預金等の資産に生じる損失
- ▶ 抵当処分された資産からの処分損失
- ▶ 新技術の登場、または法律上の保護期間の失効による無形資産の使用価値と譲渡価値の喪失にかかる損失
- ▶ 独立企業間取引原則に基づく関連者への資産の譲渡から生じた損失；あるいは関連者への融資、保証から生じた損失

また、旧管理弁法で規定されていた提出資料の範囲にも変更が加えられており、棚卸資産、固定資産、持分投資の税務基準額の算定資料等が新たに追加されています。

棚卸資産損失については、提出資料に追加があった他、陳腐化や盗難による損失の計算方法が変更されています。旧管理弁法では会計上の簿価を基準に当該損失を計算していましたが、新管理弁法では税務上の基準額に基づいて計算します。過去に会計上の簿価に基づいていた時には、税務上損金算入が認められない減損損失の規定により、棚卸資産の評価額が減額される可能性がありました。企業所得税法の趣旨からは、税務基準額(通常は取得原価と一致)を基礎として関連の損失を計算する方が適切であるといえます。

5. 持分投資損失

財税[2009]57号では、持分投資が以下のいずれかの条件に合致した場合、回収見込み金額を控除して算定した回収不能分を持分投資損失として損金算入することが認められていました。

- ▶ 投資先が破産、閉鎖、解散または取消を宣告される、または営業許可書の取消、停止処分を受ける場合。
- ▶ 投資先が財務状況の著しい悪化により巨額の損失を抱え、連続して3年以上、営業が停止しており、かつ経営刷新の計画もない場合。
- ▶ 投資先に対する支配権を有さず、投資期間が満了し、または投資期間が10年を超えており、かつ投資先が連続して3年以上損失を計上し、債務超過に陥っている場合。
- ▶ 投資先が財務状況の著しい悪化により巨額の損失を抱えており、既に清算を終えている、または清算手続の開始から3年が経過している場合。
- ▶ 国務院財政、税務主管部門が規定するその他の場合。

旧管理弁法により、投資損失の発生を証明できる場合、持分投資額から当事者からの補償、保険による補償、転売収入、「回収可能金額」(一律に帳簿価額の5%で計算)を控除した後の金額を資産損失として認識できるものとされました。

新管理弁法では、上記の計算方法と5%の回収可能金額の規定はいずれも廃止されました。これは持分投資損失の全額が損金算入可能となることを意味し、納税者にとって有利な規定となっています。

6. 金融機関の取扱の改定

旧管理弁法における金融機関の貸倒損失(銀行カードの貸越金額、助学貸付金を含む)に関する資料提出の要求は、新管理弁法において簡素化され、一般の企業と同等の扱いとなりました。金融機関が債権に係る損失を損金算入するには、新管理弁法第6章及び金融業に関する特別規定に従う必要があります。



その他の観点

旧管理弁法と同様、新管理弁法も具体的な実施方法は新管理弁法を基礎として各地の税務局に委ねています。旧管理弁法の場合、2009年、2010年に主要な省市の税務局は以下の実施弁法（中国語版のみ）を制定しました。

地区	通達番号	リンク
北京	京国税発[2009]117号	http://www.bjsat.gov.cn/contentpage/lawn10486.htm
	京国税函[2010]68号	http://www.bjsat.gov.cn/contentpage/lawn11365.htm
	京地税企[2009]153号	http://qive.tax861.gov.cn/zxzc/display.asp?more_id=3673
大連	大国税函[2010]23号	http://www.changhai.dl.gov.cn/info/154651_289009.vm
	大地税発[2010]4号	http://202.108.90.178/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=76768&flag=1
福建	閩国税函[2010]8号	http://www.fitax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=75328&flag=1
	閩地税発[2009]109号	http://www.fj-l-tax.gov.cn:7003/TaxWeb/read.go? template=479&T_TYPE=1&CONTENT_ID=7848
	閩地税発[2009]153号	http://www.fj-l-tax.gov.cn:7003/TaxWeb/read.go? template=479&T_TYPE=1&CONTENT_ID=7860
広東	粵国税発[2009]95号	http://portal.gd-n-tax.gov.cn/policy/jsp/content_show.jsp?contentId=AXFSSQ7MKI1N0GWJL1941VWR9YX00JZS
	粵国税発[2010]32号	http://portal.gd-n-tax.gov.cn/policy/jsp/content_show.jsp?contentId=H1U41EPT00B9OD85HRMQXAHK80BOXGSJ
	粵地税発[2009]110号	http://www.gdltax.gov.cn/policy/jsp/content_show.jsp?contentID=1133256&siteName=gd
江蘇	苏国税発[2009]123号	http://www.js-n-tax.gov.cn/Page1/StatuteDetail.aspx?StatuteID=9539
上海	滬国税所[2009]60号	http://www.csj.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/qysds/200906/t20090622_286678.html
	滬国税所[2009]61号	http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/qysds/200906/t20090622_286679.html
深圳	深国税発[2009]103号	http://www.szgs.gov.cn/files/internet/zwgk2008/fgxx08/zcfgzxxx08/t20090622_286962.htm
	深地税発[2009]283号	http://www.szds.gov.cn/policyV2/jsp/content_show.jsp?pFlag=N&contentID=50677&key=
天津	津国税[2009]81号	http://202.108.90.178/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=77458&flag=1

新管理弁法は2011年3月31日に公布されたばかりです。各地の税務局が改定内容を理解し、徴税の方針や実務を修正するまでには、通常一定の期間を要しますと思われる。2010年の年度申告の期限が間近に迫ったいま、財務や税務の担当者は速やかに管轄税務局に問い合わせ、新管理弁法の取り扱いの最新状況を確認することをお勧めします。

いずれにせよ、資産損失の損金算入には多くの証明資料が必要となります。会計と税務とで資産損失の算定額に差異が生じる可能性があります。不要な税務リスクを回避するため、関連規定の遵守に努めるのが肝要といえます。

連絡先

▶ 华中区

沈珏文 (公司税服务)
+86 21 2228 2298
alfred.shum@cn.ey.com

夏燕 (公司税服务)
+86 21 2228 2886
audrie.xia@cn.ey.com

章卿 (企业交易税务服务)
+86 21 2228 2871
bill.zhang@cn.ey.com

邓师乔 (公司税服务)
+86 21 2228 2116
carrie.tang@cn.ey.com

史川 (公司税服务)
+86 21 2228 4306
chuan.shi@cn.ey.com

周康城 (公司税服务)
+86 21 2228 3009
derek.chow@cn.ey.com

卜新华 (人力资本服务)
+86 21 2228 3880
freeman.bu@cn.ey.com

高根强 (公司税服务)
+86 21 2228 2105
genqiang.gao@cn.ey.com

陶宗怀 (TARAS)
+86 21 2228 3268
iris.tao@cn.ey.com

Jennifer Williams
(International Tax Services)
+86 21 2228 2011
jennifer.williams@cn.ey.com

吕晨 (企业交易税务服务)
+86 21 2228 2798
jesse.lv@cn.ey.com

田雯琦 (转让定价服务)
+86 21 2228 2115
jessica.tien@cn.ey.com

Luis Coronado (转让定价服务)
+86 21 2228 3366
luis.coronado@cn.ey.com

林超苏 (间接税服务)
+86 21 2228 3006
michael-cs.lin@cn.ey.com

费敏 (国际税务咨询服务)
+86 21 2228 2582
min.feii@cn.ey.com

俞志扬 (人力资本服务)
+86 21 2228 2287
norman.yu@cn.ey.com

夏俊 (公司税服务)
+86 21 2228 2878
patricia.xia@cn.ey.com

Robert Smith (间接税服务)
+86 21 2228 2328
robert.smith@cn.ey.com

陈嘉华 (公司税服务)
+86 21 2228 2327
sarah-kw.chan@cn.ey.com

Titus von dem Bongart (German Desk)
+86 21 2228 2884
titus.bongart@cn.ey.com

田川利一 (国际税务咨询服务)
+86 21 2228 2118
toshikazu.tagawa@cn.ey.com

邱辉 (转让定价服务)
+86 21 2228 2941
travis.qiu@cn.ey.com

谭绮 (公司税服务)
+86 21 2228 2648
vickie.tan@cn.ey.com

唐荣基 (公司税服务)
+86 21 2228 2186
walter.tong@cn.ey.com

▶ 华北区

兰东武 (公司税服务)
+86 10 5815 3389
alan.lan@cn.ey.com

蔡伟年 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 3230
andrew.choy@cn.ey.com

陈明宇 (公司税服务)
+86 10 5815 3381
andy.chen@cn.ey.com

黎颂喜 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 2830
becky.lai@cn.ey.com

李婕 (公司税服务)
+86 10 5815 3890
catherine.li@cn.ey.com

郭康妮 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 2855
connie.kwok@cn.ey.com

郭达文 (企业交易税务服务)
+86 10 5815 3377
david.kuo@cn.ey.com

陈翰麟 (公司税服务)
+86 10 5815 3397
henry.chan@cn.ey.com

糜广杰 (人力资本服务)
+86 10 5815 3990
jason.mi@cn.ey.com

苏学敏 (转让定价服务)
+86 10 5815 3380
joanne.su@cn.ey.com

李展伟 (公司税服务)
+86 10 5815 3383
joseph.lee@cn.ey.com

郝进军 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 2805
julie.hao@cn.ey.com

吴红 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 3880
laura.wu@cn.ey.com

赵伟见 (企业交易税务服务)
+86 10 5815 3622
leo.chiu@cn.ey.com

高滨学（转让定价服务）
+86 10 5815 2834
manabu.takahama@cn.ey.com

魏伟邦（公司税服务）
+86 10 5815 3231
martin.ngai@cn.ey.com

闫晓光（公司税服务）
+86 10 5815 3226
samuel.yan@cn.ey.com

项思思（公司税服务）
+86 10 5815 2822
si-si.xiang@cn.ey.com

张伟伦（人力资本服务）
+86 10 5815 3301
william.cheung@cn.ey.com

▶ 华南区

Chris Finnerty（国际税务咨询服务）
+852 2629 3868
chris.finnerty@hk.ey.com

Christian Pellone（国际税务咨询服务）
+852 2629 3308
christine.pellone@hk.ey.com

袁泰良（公司税服务）
+852 2629 3355
clement.yuen@hk.ey.com

陈子恒（企业交易税务服务）
+852 2629 3228
david.chan@hk.ey.com

赵大卫（公司税服务）
+86 755 2502 8180
david.chiu@cn.ey.com

陈耀东（公司税服务）
+86 20 2881 2738
enoch-yt.chan@cn.ey.com

许迅恺（转让定价服务）
+86 755 2502 8287
enoch.hsu@cn.ey.com

陈双荣（公司税服务）
+852 2629 3828
ivan.chan@hk.ey.com

许津瑜（企业交易税务服务）
+852 2629 3836
jane.hui@hk.ey.com

钟道立（企业交易税务服务）
+852 2629 3991
ken.chung@hk.ey.com

孙梁励常（公司税服务）
+852 2629 3778
loretta.shuen@hk.ey.com

麦浩声（公司税服务）
+86 755 2502 8289
ho-sing.mak@cn.ey.com

张柏宁（转让定价服务）
+852 2846 9905
patrick.cheung@hk.ey.com

温志光（人力资本服务）
+852 2629 3876
paul.wen@hk.ey.com

陈建荣（公司税服务）
+86 20 2881 2878
rio.chan@cn.ey.com

彭绍龙（人力资本服务）
+86 755 2502 8160
sam.pang@cn.ey.com

王思敏（公司税服务）
+86 20 2881 2822
simon-sm.wang@cn.ey.com

曾慧明（企业交易税务服务）
+852 2849 9417
tami.tsang@hk.ey.com

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で141,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなるのが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2011 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版权所有。

FEA no. 03001122

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバルメンバー・ファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china